

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年一月十九日奈良県指令高土第二六一一三号

平成二十七年三月六日奈良県指令高土第二六一一三一一号

平成二十七年五月十四日奈良県指令高土第二六一一三一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年五月二十日高土第八四四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡河合町大字山坊八五七番一及び八五八番三並びに久美ヶ丘二丁目二〇番四

の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡河合町大字山坊五七一番地

塚本伸弘